平成２２年（フ）第３８号
京都市右京区梅津上田町61番地７
債務者　公家錦こと　坂川代志男
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
京都市上京区東堀川通一条上る竪富田町434番地　カバーロ京都御所西201号竹内方
債務者　西野　雅夫
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
京都市東山区大黒町通松原下る北御門町252番地４
債務者　スナックアプリコットこと茶房あずみこと　小野　博子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
京都市伏見区久我森の宮町７番地25―９号
債務者　山本　茂雄
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３３４号
京都市右京区北嵯峨名古曽町８番地１　セジュール北村105号
債務者　水上はる代
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
京都府向日市寺戸町瓜生１番地の４
債務者　大橋　博司
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
京都市伏見区深草池ノ内町３番地　コーポラス伏見418号
債務者　宮田　清一
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３７０号
京都市中京区聚楽廻西町70番地１　紫光ハイツ301号室
債務者　松野日登美
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４００号
京都市山科区音羽草田町４番地　ハイネスクラウズ山科音羽111号
債務者　山森志津子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４５２号
京都府宇治市五ケ庄福角25番地の44
債務者　野村　悟史
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４６７号
京都市西京区大枝沓掛町11番地１　田原ハイツ102号
債務者　藏田　國雄
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
奈良県桜井市大字吉備711番地の２
債務者　松下　芳春
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５９号
香川県高松市林町2559番地３
債務者　半田　哲也
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１２９号
香川県高松市屋島西町2499番地10コーポ亥の浜Ｓ―101
債務者　芦田秀男こと　金　　秀男
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第９２６８号
大阪府東大阪市若江西新町３丁目３番36号
債務者　堀ノ内和文
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０００３号
大阪市住之江区南港東１丁目６番３―712号
債務者　野本　賀栄
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２４号
大阪市鶴見区鶴見２丁目５番27号　日出ハイツ３号
債務者　清原　勝司
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部